

ひとり親  
家庭のために

# 各種手当・制度

手当、支援、さまざまな形で応援します。

## 児童扶養手当

- 離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を監護しているひとり親家庭、又は父母に代わり子どもを養育している方、父または母が重度の障害者である家庭などに支給されます。
- \*申請が必要です。
- \*所得制限により支給されない場合があります。



### 問い合わせ

住んでいる地域の窓口へ

高崎地域	▶ 本 庁	こども家庭課	027-321-1247
倉渕地域	▶ 倉渕支所	市民福祉課	027-378-4525
箕郷地域	▶ 箕郷支所	市民福祉課	027-371-9055
群馬地域	▶ 群馬支所	市民福祉課	027-373-2381
新町地域	▶ 新町支所	市民福祉課	0274-42-1238
榛名地域	▶ 榛名支所	市民福祉課	027-374-5112
吉井地域	▶ 吉井支所	市民福祉課	027-387-3133

## ひとり親家庭等 医療費助成

- 病気やケガで医療機関にかかった場合、医療費の自己負担分と入院時食事療養費を助成します。(薬の容器代や差額ベッド代等の保険外のみは対象外です)
- \*申請が必要です。

### 対 象

19歳未満の児童(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)とその児童を扶養している父又は母、及び父母のいない19歳未満の児童で、医療保険各法の被保険者又は被扶養者

### 申請書類

- 対象となる方の健康保険証
- ひとり親家庭を証明する書類
- 個人番号カード(または通知カードと写真付身分証明書等)
- 親の所得税が確認できるもの

配偶者と死別又は離婚した方	戸籍謄本
配偶者が生死不明の方	警察署等の証明書
配偶者から遺棄されている方	福祉事務所等の証明書
配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方	官公署又は 民生児童委員の証明書
配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方	医師の診断書
配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けられない方	刑務所、拘置所の証明書
父母のいない児童	父母のいないことをあきらかに することができる書類

### 問い合わせ

住んでいる地域の窓口へ

高崎地域	▶ 本 庁	保険年金課	027-321-1237
倉渕地域	▶ 倉渕支所	市民福祉課	027-378-4526
箕郷地域	▶ 箕郷支所	市民福祉課	027-371-9054
群馬地域	▶ 群馬支所	市民福祉課	027-373-2368
新町地域	▶ 新町支所	市民福祉課	0274-42-1237
榛名地域	▶ 榛名支所	市民福祉課	027-374-5116
吉井地域	▶ 吉井支所	市民福祉課	027-387-3132